

令和5年度
千葉県当初予算編成に対する要望

令和4年9月7日

千葉県市長会

目 次

【重点要望事項】

- 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 5
- 2 医師・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について…………… 6
- 3 小中学校における教員定数等の改善について…………… 7
- 4 学校給食費の無償化について…………… 8

【要望事項】

- 第1 総合行政の充実強化について…………… 9
 - 1 高速バスネットワークの機能強化に向けた取組について…………… 9
 - 2 先端技術（A I や I C T、ドローン等）を活用した行政課題について… 9

- 第2 防災・危機管理行政の充実強化について…………… 10
 - 1 消防団員処遇改善への財政支援について…………… 10

- 第3 健康福祉行政の充実強化について…………… 11
 - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 11
 - 2 新型コロナウイルス感染症対応に必要な地域医療の確保に係る
財源措置等について…………… 12
 - 3 ヤングケアラーへの支援について…………… 12
 - 4 医師・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について…………… 13
 - 5 次世代育成支援対策施設整備交付金の県負担金の財政措置について…………… 14
 - 6 市町村が実施する産婦健康診査事業の県単位での統一実施について…………… 14
 - 7 待機児童解消のための保育士確保に向けた支援の充実について…………… 15
 - 8 保健所機能の一部設置について…………… 15
 - 9 補聴器の助成について…………… 16
 - 10 介護保険制度の見直しについて…………… 16
 - 11 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善について…………… 16
 - 12 障害者総合支援法に基づく事業所職員への処遇改善について…………… 17
 - 13 公立認定こども園の施設整備に係る補助制度の創設について…………… 17

第4	環境生活行政の充実強化について	18
1	ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化に向けた支援並びに 予算の確保について	18
2	再生資源物の屋外保管に関する条例整備等について	18
3	居住者で組織する団体が管理している51人槽以上の合併処理浄化槽の 老朽化対策について	18
第5	商工労働行政の充実強化について	20
1	コロナ禍における県内産業等に対する支援について	20
2	中小企業者等の経営相談について	20
3	企業誘致助成の拡充について	21
4	海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を規制する 条例制定等について	21
5	産業用地整備に対する支援等について	22
第6	農林水産行政の充実強化について	23
1	東総台地地区広域営農団地農道の維持管理における県営事業化及び 財政支援について	23
2	有機農業推進への支援について	23
3	成田市公設地方卸売市場への支援について	24
4	耕作放棄地再生支援の継続について	24
5	ナラ枯れ被害対策の実施について	25
6	園芸用廃プラスチックの処理費用について	25
7	広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について	25
8	地域農業を支える人材・組織の育成及び支援の拡充について	26
第7	県土整備行政の充実強化について	27
	（道路・橋梁）	
1	主要な国道県道の整備の促進について	27
2	サイクリング道路環境の整備及び発信について	27
3	主要地方道我孫子関宿線の交通安全対策及び拡幅整備事業の 早期完成について	28
4	都市計画道路今上木野崎線の早期着工について	28

5	地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）、大原道路の整備促進について	29
6	主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備及び渋滞緩和策（付加車線の設置）について	29
7	国道県道における環境整備（維持管理）について	30
8	銚子連絡道路の整備促進について	30
9	狭隘国道県道の道路改良について	30
10	主要地方道松戸野田線の渋滞対策について	31
11	（仮称）幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について	31
12	国道県道の整備促進について	32
13	北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について	32
14	初富交差点の交差点改良について	33
15	国道465号千種新田バイパス整備の早期完成について	33
16	舞浜連結路（市道第8-43号線）の早期移管について	34
17	主要地方道及び県道の整備促進について	34
18	かずさインターチェンジ及び道路網の整備について	35
19	主要地方道及び一般県道の整備促進について	35
20	県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について	36
21	空港へのアクセス道路の整備について	36
22	狭隘な国県道の道路整備の促進について	36
23	主要地方道飯岡一宮線バイパス事業の早期完成について	37
24	県道日向停車場極楽寺線の交通安全対策事業について	37
25	地域高規格道路茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について	38
26	国道465号線、苅谷新田野バイパスの整備促進について	38
27	主要地方道の継続的な整備について	38

（河川・港湾）

28	洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の軽減について	39
29	旧江戸川の護岸改修について	39
30	真間川水系の整備促進について	40
31	海岸保全施設の早期整備について	41
32	海岸及び海岸駐車場の適正な管理について	41

33	二級河川の整備・維持管理及び流域治水について	41
34	印旛沼の総合的な対策について	42
35	鹿島川・高崎川の治水対策について	42
36	三番瀬に面した直立護岸等の対策の実施について	43
37	二級河川作田川改修事業の早期完成について	43

(都市基盤)

38	江戸川第一終末処理場の早期完成について	44
39	成田空港の更なる機能強化等への対応について	44
40	インフラ整備の充実について	45
41	千葉県立柏の葉公園の施設老朽化への対応及び施設設備の充実について	46
42	市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る 社会資本整備総合交付金の重点配分について	46
43	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び 県立市野谷の森公園の整備について	47
44	県立八千代広域公園事業の早期完了について	48
45	千葉県立富津公園の整備について	48

第8 教育行政の充実強化について

1	学校給食費の無償化について	49
2	県指定有形文化財「千葉県立安房南高等学校旧第一校舎」の 利活用について	49
3	小中学校における教員定数等の改善について	50
4	特別支援教育の推進に係る人的配置について	51
5	学校施設環境改善交付金の長寿命化改良事業等の交付率の引上げ及び 要件の緩和について	51
6	障害のある幼児児童生徒の教育・支援環境の充実について	52

第9 警察行政の充実強化について

1	交番の新規設置等について	53
2	主要地方道境杉戸線バイパスの信号機設置について	53
3	道路の安全確保に関する予算の拡充について	54
4	幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について	54

【重点要望事項】

県民が健康で安全・安心に暮らすことができる県づくりを進めるため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

本制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

千葉県では、通院については小学校3年生まで、入院費については、中学校3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学校3年生まで、さらに、一部の市町村では、高校3年生まで上乘せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。このような地域間の格差により、人口の偏在化を助長することにも繋がりがねない不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の進行による人口減が見込まれる中、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、より一層の充実を図ることが必要である。

本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものとするが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 千葉県による子ども医療費助成の現物給付方式の対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで早期に拡充すること。
- (3) 市町村間の均衡を図るため、千葉県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (4) 保護者負担について、多子世帯の負担軽減を制度化すること。
- (5) 全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に対し働きかけること。

2 医師・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について

近年、急激な少子・高齢化の進行や人口減少といった社会情勢が進む中、医師・医療施設の偏在や医療に対するニーズの増加など地域医療等の課題解決が急がれている。

そのような中、千葉県における医療人材の確保については、「修学資金の貸付」や「医師少数区域等医師派遣促進事業」、「地域医療介護総合確保基金」の活用など、様々な取り組みが行なわれているが、依然として人材不足は深刻であり、地域における医療ニーズが高まる中で、人材確保は喫緊の課題となっている。

さらに、地域医療体制の充実強化のためには、民間病院では不採算とされる救急等の政策的医療の提供を行う公立病院等の経営の安定化が必要であるが、新型コロナウイルス感染防止対策への経費の増加に加え、入院・外来ともに収益が大きく減少しているため、病院の運営は大変厳しい状況となっている。

このような地域医療等の課題解決のため、県の強力な支援が必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医師や看護師等の確保については、市町村の努力だけでは限界があるため、医療従事者の人材確保・定着を促進する取組や、地域における医療従事者の偏在解消となる取組などの対策強化を図り、人材不足の解消に向けた対策を講じること。
- (2) 公立病院等の厳しい経営を安定させるため、公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
また、不採算部門に関わる医療や高度医療などを担う公的医療機関及び休日当番医や二次待機施設の協力医療機関に対し財政支援を行うこと。
- (3) 二次保健医療圏における関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、千葉県がリーダーシップを取り、主体的に取り組むこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の不安を抱える方等、希望する方が確実に検査できるよう検査体制の充実を図ること。
- (5) 「救急安心電話相談」及び「こども急病電話相談」を統合し、受付時間を24時間とし、住民に対してわかりやすく、かつ、医療に対する情報提供及び適切な助言ができる体制を整備すること。

3 小中学校における教員定数等の改善について

いじめ問題、SNSトラブルの増加、外国籍児童生徒の増加、給食における食物アレルギー対応や地域・保護者から学校に寄せられる様々な要望への対応など教育を取り巻く問題は山積し、学校や教職員には多種多様な対応が求められている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する業務負担も加わり、教職員の業務量は増加している。

については、学校における教職員の働き方改革を推進し、教職員の事務業務に係る負担軽減や多忙解消を図り、教職員一人一人が児童生徒の指導に専念できる環境を整える必要がある。

また、教員を配置すべき定数があるにも関わらず、教員が配置できないなど、教職員数の不足が生じていることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 教職員配置については、年度当初から欠員の補充をすることなく正規職員で対応できるよう計画的に行い、また、教職員の業務負担や業務量増加に対応するため、教職員未配置を解消すること。
- (2) 各学校の実態や状況に応じた専門的な人材（スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・看護師など）の配置や教職員一人一人が児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、スクールサポートスタッフの配置を拡充すること。
- (3) 臨時的任用職員、会計年度任用職員など学校の実態に応じて、柔軟な対応による任用により配置すること。
- (4) 公立小中義務教育学校定員配置基準を改善に向けて見直すこと。
- (5) 国による学級編制基準の見直しを国に対し、強く働きかけること。

4 学校給食費の無償化について

学校給食の実施に要する費用のうち食材料費は、保護者が「給食費」として負担しているが、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実に図り、少子化対策及び子育て支援の拡充を一層推進する中で、保護者の経済的負担が大きい給食費の軽減は大きな課題である。

千葉県においては、学校給食費の無償化に向け、市町村への支援のあり方について検討する考えを明らかにしているところである。

現在、多くの市町村が独自の基準や要件を設けて給食費や食材への補助を実施し、保護者負担の軽減に努めているが、事業の継続には財政的負担が大きく、その対応については各市町村の財政状況等によって地域間格差が生じている。

本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものと考えているが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県内の全ての地域で子育て世代の経済的負担軽減の取組が推進できるよう、早期に学校給食費の無償化に向けた財政支援策を公表し実施すること。
- (2) 国に対し、新たな補助制度の創設について、引き続き働きかけを行うこと。

第 1 総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 高速バスネットワークの機能強化に向けた取組について

本市は、アクアラインの着岸地に位置し、東京・神奈川からの玄関口であるとともに、広域的な幹線道路であるアクアラインや首都圏中央連絡自動車道・東関東自動車道館山線が交わる県内交通の要衝となっている。

アクアラインの通行料金引下げや、高速バスネットワークの充実等により、東京・神奈川方面や県内各地など多方面への通勤・通学圏としての優位性が向上し、居住の場としてのポテンシャルが高まり、今後も更なる企業の進出が見込まれ、雇用の場としての役割も期待されている。

については、高速バスネットワークの機能強化による利便性向上や交流人口の更なる拡大等、ストック効果を県内全域へ波及させるため、千葉県が目指す高速バスネットワークの将来像や取組の具体的な方向性を明らかにする「(仮称)千葉県高速バスネットワーク計画」を作成すること。

2 先端技術（AIやICT、ドローン等）を活用した行政課題について

少子高齢化や人口減少の影響により、市内の農業・経済分野など様々な分野において、担い手不足が深刻な状況であることから、持続可能な地域社会の形成を推進するため、AIやICT、ドローン等の先端技術を導入する必要がある。

については、先端技術を活用した地方創生の取組に関する事例説明会等、市町村向け人材育成制度の創設や先端技術を活用した地方創生の取組について、専門的知見を有する人材・アドバイザーの派遣や財政的支援を行うこと。

第2 防災・危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 消防団員処遇改善への財政支援について

地域防災の要となる消防団員について、消防庁が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」により、消防団員報酬及び出勤報酬の標準額が示され、多くの市町村は、現状の支給額からの引上げを求められており、それに伴う財政負担の増加について懸念している。

また、消防団員報酬及び出勤報酬については、地方交付税で措置されているが、実際の交付税算入額以上に市町村が負担している現状である。

については、県内全ての市町村において消防団員の処遇改善が実施されるよう、消防団員報酬及び出勤報酬への財政支援を拡充すること。

第3 健康福祉行政の充実強化について

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県制度では、通院については小学3年生までを、入院費については中学3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学3年生まで（一部高校3年生まで）上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものと考え、より一層の充実として、県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 保護者負担について、多子世帯の負担軽減を制度化すること。
- (3) 市町村間の均衡を図るため、県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (4) 千葉県による子ども医療費助成の現物給付方式の対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで早期に拡充すること。
- (5) 全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に対し働きかけること。

2 新型コロナウイルス感染症対応に必要な地域医療の確保に係る財源措置等について

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、引き続き感染拡大の防止に取り組む必要がある。

その影響により入院病床の逼迫や院内感染等の懸念から救急搬送困難となる事案が増加し、救急医療をはじめとした地域医療全体に大きな支障が生じている。

また、地域医療を担う公立病院は、感染拡大による入院・外来患者の減少に伴って非常に厳しい経営を強いられており、市町村の財政負担も大きなものとなっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 病院経営や感染管理の観点から、各医療機関が地域において必要な医療を十分に提供できるよう感染の再拡大に備えるために必要な財政支援を早急を実施すること。
- (2) 救急搬送困難となる事案を減少させるため、千葉県主導で医療機関間での話し合いによるルール作りを実施するなど、搬送困難事例受入医療機関支援事業の実効性を確保すること。
- (3) 通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れにあっても十分な医療提供体制を確保し適切に対処できるよう、公立病院の運営に係る財政支援を拡充し、国に対しても医療機関への財政支援について強く働きかけること。

3 ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラーへの支援強化は早急かつ、確実に行わなければならない。今後の支援体制構築にあたって、限られた社会資源を効率的に活用するため、早急に県・市町村の役割分担を明確にすることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) ヤングケアラー支援に対する県、市町村、または事業者及び関係機関の役割を明らかにし、相互連携を図り、社会全体で支援する仕組みを構築すること。

- (2) 市町村との意見交換等の場を設け、情報共有を図り、より効果的な施策を実現すること。
- (3) 直接支援する主体となる市町村の意見を吸い上げることが必要不可欠であることから、千葉県として意見を集約する体制を整えること。

4 医師・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療・相談体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。

また、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等が図られる必要がある。

については、医師・看護師等の確保、病院に対する財政的支援等の強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 君津地域4市では、構成する君津保健医療圏で救急医療体制を構築しているが、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、救急医療体制の維持が厳しいため、医療従事者の人材確保・定着を促進する取組や、地域における医療従事者の偏在解消となる取組など対策強化を図ること。
- (2) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）創設や財政支援を行うこと。
- (3) 不採算部門に関わる医療や高度医療などを担い、セーフティネットの役割を果たしている公的医療機関に対し経営健全化を図れるよう財政支援を行うこと。
- (4) 千葉県循環器病センターを平成29年度以前の診療体制に早急に戻し、更なる充実強化を図ること。

- (5) 二次保健医療圏における関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、千葉県がリーダーシップを取り、主体的に取り組むこと。
- (6) 東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の対応を図るとともに、センターにおける人材確保等に係る支援を継続すること。
- (7) 休日当番医や二次待機施設の協力医療機関への財政支援を行うこと。
- (8) 「救急安心電話相談」及び「こども急病電話相談」を統合し、受付時間を24時間とし、住民に対してわかりやすく、かつ、医療に対する情報提供及び適切な助言ができる体制を整備すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の不安を抱える方等、希望する方が確実に検査できるよう検査体制の充実を図ること。

5 次世代育成支援対策施設整備交付金の県負担金の財政措置について

児童館等の整備や改修を行う際の支援措置として厚生労働省所管の次世代育成支援対策施設整備交付金があるが、千葉県負担分の補助金が予算措置されていないことから、市町村が児童厚生施設等を整備、改修する際に、国が想定する負担割合に基づき、交付金対象額の県負担分1/3の予算措置を図ること。

6 市町村が実施する産婦健康診査事業の県単位での統一実施について

産婦健康診査事業について、令和4年1月、総務省は厚生労働省に対し、事業実施・支援に係る現場実例を踏まえた都道府県の役割を示し、広域連携を含め都道府県の市町村に対する支援を促す必要がある旨の勧告をしている。

この勧告に基づき、千葉県全体で統一の実施を行うこと。

7 待機児童解消のための保育士確保に向けた支援の充実について

待機児童対策については、全国的な喫緊の課題であり、各自治体において地域の実情を踏まえ、保育所施設整備や保育士の確保に鋭意努力をしているが、個々の自治体が生じうる対応には限界がある。

また、保育士の給与等の処遇改善を独自に行う自治体もあり、地域間の保育格差を生じさせる。

については、各自治体の待機児童解消に向けた取組が一層推進されるよう、次の事項について措置を講じること。

- (1) 保育士人材確保のための千葉県保育士処遇改善事業の基準額について、1人あたり月額2万円から待機児童が発生している自治体においては月額4万円に引き上げること。また、補助率についても1/2から嵩上げすること。
- (2) 市内の公立保育施設及び私立保育施設に勤務する者が保育士資格を取得する際に必要となる経費の一部の補助、また、新たに就職する者に対する奨励金を交付するための各経費について補助すること。
- (3) 保育士の給与の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ、総合的な取組を強化・充実するよう国に働きかけること。
- (4) 全ての保育施設が安定的に運営できるよう、地域の実態等を十分勘案し、公定価格を適切に設定するよう国に対して働きかけること。

8 保健所機能の一部設置について

千葉県は、地域経済の発展に寄与し、国内外への知名度の向上につながる観光振興を重要な施策に位置づけ、地域と一体となって観光立県を推進している。新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延するなど感染症の脅威が高まる中、本市は、テーマパークやホテル、大型商業施設を有し、千葉県内でも有数の観光地として、国内だけでなく海外からも多くの来訪者を集めていることから、市民を含めた滞在者の健康に関する危機に対して迅速かつ適切に対応する必要がある。

については、市民や滞在者の生命・身体上の安全を確保するため、より身近な場所で公衆衛生に係る施策や手続き等が進められるよう、保健所機能の一部について本市に設置すること。

9 補聴器の助成について

平成27年厚生労働省策定の新オレンジプランでは、認知症の危険因子の一つに難聴を挙げている。

人とのコミュニケーションなどの社会交流は、認知機能低下の予防に有効であると考えられるが、昨今のコロナ禍の状況においては、電話などを経由した非接触型のコミュニケーションが多くなるなど、難聴者は人とつながりにくい状況下に置かれており、補聴器の必要性は高まっている。

については、65歳以上の難聴者を対象とした補聴器購入に係る公的補助制度を創設すること。

10 介護保険制度の見直しについて

介護保険制度の安定的な運営を図るため、次の事項について国に対して働きかけること。

- (1) 介護給付費国費負担金については、各保険者に対して、給付費の25%を確実に配分し、調整交付金とは別枠にすること。
- (2) 給付費の不足分は被保険者の負担となるため、被保険者の保険料負担が過重とならないよう国費負担額を引き上げること。

11 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善について

国においては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業により、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度引き上げる措置が実施されている。

しかし、措置の継続に当たり、令和4年10月以降については、自治体負担（都道府県1/4、市町村1/4、国1/2）を求められ、ひっ迫する市町村財政に更なる負担が生じることとなる。

については、保育士や幼稚園教諭等の処遇改善に当たり、10/10の国庫補助を行うことについて国に対して働きかけること。

12 障害者総合支援法に基づく事業所職員への処遇改善について

現行の福祉・介護職員処遇改善加算、及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算において、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、及び地域相談支援等を行っている障害福祉サービス施設・事業所等については、加算算定非対象となっている。

障がいのある人の生活を支え、また、多様なニーズに応えるためには、様々なサービスを提供する障害福祉サービス施設・事業所等が必要となることから、上記に列記したサービスを提供する福祉サービス施設・事業所等を含む障害者総合支援法に基づく事業所が安定した運営が継続できるよう、事業所職員への処遇改善に資する新たな補助等の助成を実施すること。

13 公立認定こども園の施設整備に係る補助制度の創設について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設であり、近年、公立幼稚園と保育所を認定こども園に移行する自治体が増えている。

については、幼保一元化推進の観点から、公立認定こども園の施設整備に対する県の補助制度を創設すること。

第4 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化に向けた支援並びに予算の確保について

ごみ処理施設の広域化・集約化が現実的なものとなるよう意見交換会はもとより、ごみ処理施設運営に係るPFI等の民間活用導入等についてブロック単位でのシミュレーション等の実施等、積極的な支援を行うと共に市町村等支援のための予算を確保すること。

2 再生資源物の屋外保管に関する条例整備等について

使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属等の再生資源物については、有価物として、取引されることが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規制の対象となる「廃棄物」には該当しないため、保管等について、直接規制する法令がない状況にある。

また、再生資源物の屋外保管施設である、いわゆる「金属スクラップヤード」については、操業に伴う騒音や振動、不適正な保管による崩落や火災の発生等、市民生活の安全及び生活環境の保全に支障をきたす状況が生じている。

については、金属スクラップヤードについて、保管等の基準や適正処理に関する命令及び抑止力のある罰則規定を定めた条例の制定など、県内一律の実効的な対策を行うこと。

3 居住者で組織する団体が管理している51人槽以上の合併処理浄化槽の老朽化対策について

住宅団地における51人槽以上の合併処理浄化槽は、住宅団地を造成する際に、当時の千葉県浄化槽等取扱指導要綱に基づき設置されたものであるが、これらの合併処理浄化槽は経年劣化に伴い、修繕を要する設備の増加及び修繕費用の増大が顕著になってきている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 住宅団地内の居住者で組織する団体が管理している51人槽以上の合併処理浄化槽の施設修繕費用に対する補助及び更新整備する場合の用地費、整備費撤去費等に対する補助制度を創設すること。
- (2) 51人槽以上の合併処理浄化槽が設置されている住宅団地において、現状の集中処理浄化槽を廃止し、個別の小型合併処理浄化槽に転換設置する場合に、設置費に対する補助制度を拡充すること。なお、補助対象地域は、閉鎖性水域に限定しないこと。

第5 商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 コロナ禍における県内産業等に対する支援について

コロナ禍において、国・県・市町村における各種支援策の効果により企業の倒産は抑えられているものの、各種支援策が終了した際には、倒産件数の増加が懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県内経済への影響長期化を踏まえ、企業の事業継続に向けた支援策を講じること。
- (2) ポストコロナを見据え、社会変革への適応促進及び生産性向上に向け、企業におけるDXや事業変革の推進支援を行うこと。
- (3) 地域への経済波及効果の大きいMICE分野について、コンベンションに加えてイベント分野の開催へ向けた支援体制を構築し、幕張メッセ等県内施設のMICE誘致にあたっては、地域の飲食店や宿泊施設等への波及効果の最大化を考慮すること。
- (4) コロナ禍における燃油価格や肥料価格等の高騰及び農産物の卸売価格の低迷により、農業者の経営が苦境に立たされていることから、物価高騰対策を行い、農業者の経営の支援を行うこと。

2 中小企業者等の経営相談について

チャレンジ企業支援センターやよろづ支援拠点等、中小企業の経営相談の拠点が県都等の都市部に集中して設置されている。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症や脱炭素への対応に加えて、最近では資源価格の高騰、アフターコロナに向けた経営など、事業者の経営環境は急速に変化しており、経営相談の重要性は今後ますます高まると考えられることから、県内事業者により広く利用されるよう再配置や県南部への新設、オンラインによる相談対応など、利便性向上の方策を行うこと。

3 企業誘致助成の拡充について

市では、市内経済の活性化及び雇用の創出さらには市税収入の安定化を図るために、民間活力を活用した企業誘致を進めているが、土地利用方針に示した区域はほとんどが市街化調整区域であり、インフラが脆弱であることから開発区域外への投資が増えることが誘致の阻害要件となっている。

千葉県では、立地企業補助金制度により企業誘致を支援しているが、産業用地整備事業では補助要件である業種が製造業を主にしており、昨今需要が隆盛なマルチテナント型物流施設やデータセンターは対象となっていないため、対象要件を拡充すること。

4 海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を規制する条例制定等について

南房総エリアの海岸は、豊かな漁場であるほか、海水浴やサーフィン等レジャーが盛んで重要な観光資源になっており、水産業や観光業に携わる人をはじめ市民の重要な財産である。

近年、水上オートバイの航行増加に伴い、暴走行為や操業中の漁船付近での危険航行、アワビやサザエ等の密漁等、悪質な利用者による行為が市内外で度々問題となっている。

海水浴場開設期間中は、千葉県が定める「海水浴場安全確保実施要領」や市で定める「安全で安心な海水浴場等の確保に関する条例」により区域内の水上オートバイ等の乗入れや高速航行を規制して安全確保を図っているが、開設期間及び区域以外の海岸においては規制できない。

については、一般公共海岸の管理者である千葉県は、早急に水上オートバイの危険行為を規制する条例制定や海岸環境の整備強化を図ること。

5 産業用地整備に対する支援等について

山武・東総地域においては、現在、銚子連絡道路横芝光町－匝瑳市間の令和5年度供用開始を目指し整備が進められている。

また、令和6年度には首都圏中央連絡自動車道の全線開通が計画されており、地域高規格道路による広域道路ネットワークによる地域の一層の発展が期待され、県内への起業立地ニーズが高まっている。

については、企業誘致は雇用創出による地域経済の活性化を図るための有効な施策であることから、産業用地整備の取組に対して、財政支援の充実及び専門的知識を有する職員の派遣等の人的支援を行うこと。

第6 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 東総台地地区広域営農団地農道の維持管理の県営事業化及び財政支援について

本広域農道は、平成4年度から整備を開始し、平成15年度に東総台地Ⅰ期地区の3.0km、平成27年度に東総台地Ⅱ期地区の6.2kmを千葉県より譲与を受けた地元市が維持管理を行っている。

東総台地Ⅰ期地区は供用開始から15年以上が経過しており、舗装のひび割れ等が発生し、輸送中の農作物の荷痛みが顕著に見られ、安全な走行にも支障が出てきている。

さらに、橋梁5箇所については、東日本大震災を受けて改訂された耐震基準を満足していない。

路面補修工事・橋梁補強工事等には多額の費用が必要であり、厳しい財政状況の中、市で大規模な補修工事等を実施することは困難な状況にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 大規模事業となる場合は、県営事業で実施すること。
- (2) 市が実施する場合は、特別な財政的支援を行うこと。

2 有機農業推進への支援について

令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」においては、持続的な食料システムの構築に向け、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大すること等を掲げている。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害の深刻化に加え、昨今の米価の値下がり等、農業を取り巻く環境は一層、厳しさを増している。

については、国の方針に基づき2050年の目標達成に向け、農業産出額全国4位を誇る千葉県において、有機農業が推進されるよう、有機農業指導者の育成や栽培技術の指導体制の充実をはじめ、有機農産物の物流網の構築や販路の拡大など、支援の充実を図ること。

3 成田市公設地方卸売市場への支援について

成田市公設地方卸売市場は、成田国際空港や東関東自動車道、今後開通を予定している首都圏中央連絡自動車道など、周辺の充実した交通アクセスを活用し、千葉県をはじめとする日本産農水産物の輸出拠点としての役割を担っている。

また、今後建設を予定している集客施設棟については、インバウンド需要獲得と消費拡大に結び付く新たな観光拠点及び日本の食文化を世界に発信する情報発信拠点としての役割を担うことから、本市や場内事業者だけではなく、国や県とも連携して取り組むことが求められる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県産農水産物の知名度向上や輸出拡大に向けた台湾をはじめとした輸出先国・地域での商談会やプロモーションを実施すること。
- (2) 新生成田市場の日本産農水産物の輸出拠点化に向けた各輸出証明書の一元発給システムの導入に向け、国へ働きかけること。
- (3) 千葉県産農水産物の輸出拡大に向けた場内事業者等への財政面の支援を行うこと。
- (4) 集客施設棟の整備に向けた財政面を含めた多様な支援を行うこと。

4 耕作放棄地再生支援の継続について

農業者の減少、米価の下落等の要因により耕作放棄地は増加傾向にある。耕作放棄地の増加は有害鳥獣の住み家や不法投棄等の犯罪の温床となるほか、周囲の農地への浸食や農家の耕作意欲の減退をもたらし、更なる耕作放棄地の増加につながる。

令和元年度から千葉県耕作放棄地再生推進事業を活用し農地再生の取組を支援してきたが、令和3年度で終了している。同事業が実施された3年間に於いて、耕作放棄地の一部が解消された実績もあることから、支援事業の継続が、農業生産力の維持及び農地の有効利用につながるものと期待される。

については、今後も耕作放棄地を再生し、生産規模拡大を目指す農業者等に対する支援は、農地を有効利用するために必要であることから、再生支援事業を継続すること。

5 ナラ枯れ被害対策の実施について

ナラ枯れの被害は、令和3年1月末時点で、県内29市町で発生しており、今後も県内で被害の拡大が見込まれ、倒木による住宅への被害や道路の遮断、電線などの切断等により住民生活への支障が想定される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県主導による広域的な取組が効果的であることから、国・県・市町村の連携による一体的な取組体制を構築すること。
- (2) 市町村が単独で対策事業を講じた際の財政支援を行うこと。

6 園芸用廃プラスチックの処理費用について

農業用資材や飼料等が急激に高騰する中、令和3年度に園芸用廃プラスチック処理費が大幅に値上げされ、農業経営に大きな影響を与えている。

その一方で、不法投棄などの新たな汚染を生み出さないために、園芸用廃プラスチックの排出抑制と適正処理の推進も重要である。

については、千葉県が目指す生産基盤の強化による力強い産地づくりと、市場での確固たる地位の堅持を図るため、千葉県、市町村、全国農業協同組合、生産者それぞれの応分負担の考えに基づき、園芸用廃プラスチック処理に対する千葉県の補助を拡大すること。

7 広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について

安房2期地区（L＝3，217m）は、房総南部観光交流空間プロジェクトとして計画認定を受け、道整備交付金により事業を実施し、その後、令和5年度を事業計画期間とする、地方創生道整備推進交付金により事業を継続している。

本地域は、米、びわ、温州みかん、食用なばな、花卉を中心とした農業が盛んであるが、主要道路は山並に分断され、集落間を連絡する道路が無いとため、農林産物の集出荷、集落間の相互交流や農林業の振興など社会生活上の基盤整備が遅れている地域となっている。

については、農林産物の集出荷体系及び流通経路の確立、生活環境の改善を図り、農業の発展と活力ある地域性の形成に向け、安房地域を南北に縦断する国道と県道等を横断で結ぶ基幹農道を計画期間内に完成すること。

8 地域農業を支える人材・組織の育成及び支援の拡充について

千葉県は農業生産額は全国第4位と全国でも有数の農産地である一方、農業従事者の減少・高齢化による生産基盤の脆弱化及び遊休農地の増加という課題に直面している。

将来にわたって、地域の農地と農業生産力を維持していくためには、担い手や集落営農組合をはじめとする担い手組織の確保・育成、継続的な新規就農者の参入促進等のほか、効率的な農業経営が必要となることから、千葉県全域の持続可能な農業振興を図るため、下記について措置を講じること。

- (1) 担い手及び担い手組織に対する施設設備の新設・更新等にかかる支援策の拡充と補助要件の緩和を図ること。
- (2) スマート農業を推進するため、補助要件の緩和や予算の確保を図ること。

第7 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

1 主要な国道県道の整備の促進について

地域に密着した縦軸横軸となる主要な国道県道は、拡幅等の整備が遅れ、慢性的な渋滞を引き起こすとともに、歩行者空間等が狭隘であることから歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたしている。

主要な国道県道の整備は、通過車両の生活道路への流入を防ぐことができ、子供や高齢者をはじめとする歩行者等の安全や地域の生活環境の確保など多くの効果が期待できる。

については、慢性的な渋滞の解消と歩行者等の安全や地域の生活環境の確保のため、次の事項について必要な財源を確保し、整備促進すること。

(1) 主要地方道船橋我孫子線の4車線化

(東船橋3丁目交差点～高根町交差点)

(2) 県道夏見小室線の道路拡幅や交差点改良

(船橋駅北口十字路交差点～夏見2丁目15番10号ツカサハイツ前交差点)

(3) 国道14号の交差点改良

(船橋競馬場入口、船橋大神宮入口、中山競馬場入口)

2 サイクリング道路環境の整備及び発信について

健康志向の高まりからサイクルスポーツが人気となっており、安房地域にも多くのサイクリストが訪れている。

サイクルツーリズムは、交流人口の拡大及び滞在時間の延長による観光振興や地域活性化に大きく寄与するものであることから、地元市でも、「太平洋岸自転車道」の市道部分に対し、道路標示や案内板の設置整備を行ってきた。

太平洋岸自転車道が、「ナショナルサイクルルート」の指定を受けたことにより、サイクリストや歩行者、自動車を運転する人など、誰もが安全安心に、より快適に道路を利用できるよう、砂溜まり除去や路面補修など、更なる道路環境の維持・整備すること。

また、太平洋岸自転車道やナショナルサイクルルート、自転車を用いた観光周遊に関し、発信すること。

3 主要地方道我孫子関宿線の交通安全対策及び拡幅整備事業の早期完成について

主要地方道我孫子関宿線に接続する下総利根有料道路の無償化により、当路線の交通量が増大していることから、木間ヶ瀬小学校付近の通学路の無歩道部分で、児童等の通行が危険にさらされている状況が長年続いている。

千葉県による拡幅整備計画の公表から年月が経過しているため、歩行者の安全確保と円滑な交通処理を図り、早期に拡幅整備を進める必要がある。

については、事業地の用地買収を進めるため、更なる用地補償費を確保すること。

4 都市計画道路今上木野崎線の早期着工について

市道1260号線（産業道路）は国道16号に向かって日常的に交通渋滞し、踏切部はボトルネックとなっている。

このため、今上木野崎線の整備により、埼玉県から玉葉橋を渡り、国道16号に向かう交通渋滞を改善し、東西方向の道路容量を補強して円滑な交通処理を行うことで、市街地の交通円滑化及び東西方向の道路ネットワークの強化、更には地域の環境改善が期待される。

現在まで、事業地の用地買収が順次実施されているが、東武鉄道野田線の軌道下横断部については、設計が未着手となっている。

については、本体工事の早期着工を見据え、当該箇所の詳細設計に係る予算を確保すること。

5 地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）、大原道路の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す千葉県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

また、長生地域にとっては、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性化を図る上から、本道路の果たす役割は重要である。

については、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路から創出される中房総地域への観光振興の更なる拡大のため、全線を事業化するとともに、長南町境から広域農道までの茂原市区間3.2kmの整備促進を図ること。

6 主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備及び渋滞緩和策（付加車線の設置）について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路寺崎・萩山線として位置づけられた重要な道路であり、国道51号や東関東自動車道水戸線から観光拠点である印旛沼などを経由し、北千葉道路等北総地域までを南北に結ぶ広域的な幹線道路として更なる交通アクセスの改善及び地域経済の発展が期待できる。このバイパス整備により市内の混雑緩和や京成電鉄軌道との安全な交差が図られ、狭隘道路を大型貨物自動車等が通行することによる危険性などの様々な課題の解消が期待される。

一方、寺崎北交差点周辺では慢性的な渋滞が発生しており、地域住民の生活に支障をきたしている。

については、早急な佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備と併せて、寺崎北交差点周辺の慢性的な渋滞を解消するため、付加車線設置等の渋滞緩和策を講じること。

7 国道県道における環境整備（維持管理）について

国道県道において、草が繁茂し、歩行者の通行障害や車両の視距不良（交差点など）している箇所や路面標示、区画線などの経年劣化が見受けられる箇所がある。

また、梅雨時期から台風シーズンを中心に、道路側溝が土砂や枝木等により閉塞し、道路排水や接続する生活排水が溢れ出し、冠水や臭気が発生する箇所がある。

については、車道・歩道周辺の除草、路肩などに堆積した土砂等の撤去及び区画線、路面標示の引き直しなど、維持管理に必要とされる予算の更なる拡充を図り、早期かつ計画的な対応を講じること。

8 銚子連絡道路の整備促進について

銚子連絡道路は、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり、地域間の連携、交流の促進、物流の効率化、周辺環境の改善など東総地域の活性化及び利便性の向上に資する道路である。

については、現在、整備が進められている横芝光町から匝瑳市間の5 k m及び旭市から銚子市間の6 k mの早期完成、銚子連絡道路全線完成のため匝瑳市から旭市間の更なる事業促進を図ること。

9 狭隘国道の道路改良について

主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線は、周辺住民にとって主要な生活道路であるが、狭隘な区間が多く、また、歩道が整備されていないため歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、国道297号は、地元市の都市間交流に重要な幹線道路であり、首都圏中央連絡自動車道木更津・東金間が供用開始され、車で来訪する観光客の多くが利用しているが、松野地先の道路が特に狭隘であり、また、本道路は通学路となっている区間があり、路側帯のカラー舗装はされたものの、歩道が整備されていないため、毎日子供たちが危険と隣り合わせにある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道128号、国道297号及び主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線における狭隘な区間についての道路改良・歩道整備等を図ること。
- (2) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (3) 国道県道の維持管理について、沿線の除草作業の充実を図ること。

10 主要地方道松戸野田線の渋滞対策について

主要地方道松戸野田線は、松戸野田有料道路が平成19年度に無料化されて以降、市街地を通過する旧道のバイパス利用や沿線の土地利用状況の変化により、交通量が増加している。

市は千葉県とともに、令和3年度に沿線物流施設関係者にヒアリングを行い、詳細な渋滞要因の把握に努めている。

については、主要地方道松戸野田線について、4車線化等の抜本的な渋滞緩和対策に取り組むこととし、当面の渋滞対策として、野田市今上交差点の右左折レーンの延長とともに、引き続き、適切な管理のもと必要な補修工事を随時行うこと。

11 (仮称)幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

本路線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置付けられ、整備が進められている。

本路線の中間に位置する八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4km)が八千代都市計画道路3・3・27号線として都市計画決定され、当区間中間部(約1.8km)については、西八千代北部特定土地区画整理事業により、暫定2車線での整備が行われ、現道に接続する形で供用が開始されている。

については、人口増加に伴い、交通量の増加が予想されることから、本来の広域ネットワーク道路の機能を有効に発揮するため、共用区間を除く都市計画決定区間について、事業を推進すると共に具体的な整備時期について検討すること。

12 国道県道の整備促進について

東関東自動車道館山線及び国道127号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの地元市周辺の高規格幹線道路網の整備は着実に進められているが、これら道路と地元市を結ぶアクセス道路となる国道県道は、継続して整備が進められているものの、一部に狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、千葉県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、国道県道の更なる整備促進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一般県道天津小湊田原線 坂下バイパスの整備促進、通学児童・生徒の交通安全対策としての歩道設置
- (2) 主要地方道市原天津小湊線 竜ヶ尾周辺の狭隘及び屈曲箇所の解消、坂本工区改良事業の整備促進
- (3) 主要地方道鴨川保田線 長狭高校前交差点右折レーン設置、主基交差点整備促進、御園橋架替
- (4) 国道128号 天津バイパスの斜面・法面等の防災対策実施、トンネル内照明灯の不点灯箇所早期解消
- (5) 国道410号 八丁地先未改良区間狭隘・屈曲箇所解消
- (6) 主要地方道富津館山線 金束工区整備促進
- (7) 主要地方道千葉鴨川線 国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道拡幅
- (8) 主要地方道鴨川富山線 東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所解消

13 北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、また災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

令和3年度に、東京外かく環状道路から市川市大町付近までの3.5kmについて、国の権限代行による新規事業化となったが、北千葉道路は全線が供用開始することで、事業効果が発現される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 北千葉道路の未事業化区間について、早期に事業化を行うこと。
- (2) 北千葉道路に先行して事業着手している粟野バイパス整備を促進すること。
- (3) 市民が利用しやすい道路形態にすること。
- (4) 吉高交差点から成田方面の暫定2車線供用区間を本線4車線の完成形に整備促進すること。
- (5) 景観向上の観点に配慮した道路管理に努めること。

14 初富交差点の交差点改良について

国道と県道が交わる初富交差点は本市の中心市街地に位置し、県道船橋我孫子線からの右折が出来ず、市内の交通環境に大きな影響を与えている。

千葉県は、令和4年度から初富交差点改良事業着手としているが、事業整備効果を発揮できるよう早期に事業完了すること。

15 国道465号千種新田バイパス整備の早期完成について

国道465号は、橋梁の架け替えなど着実に整備が進んでいるが、未だ屈曲狭隘な区間が多く、観光バスなどの大型車両の通行に支障をきたしている。

平成30年11月には、本路線の狭隘区間において死亡事故が発生し大変危険な状況にある。

国道465号千種新田バイパスの整備により、これらの屈曲狭隘区間の通行を回避でき、歩行者等の安全性確保や緊急車両の到着時間の短縮、津波、高潮など浸水の恐れのある沿岸部からの緊急避難路としても重要な役割が期待される。

また、同バイパスの整備は、施工中の県道君津大貫線本郷バイパス、市道山王下飯野線及び市道下飯野線と併せて広域的な道路網の形成に寄与し、加えて、県立富津公園から南房総地域へのアクセスの向上により、南房総全体の観光振興にも寄与することから、早期に完成すること。

16 舞浜連結路（市道第8－43号線）の早期移管について

東京湾臨海部を結ぶ首都高速湾岸線は、鉄鋼流通や観光の手段として大きな役割を果たしており、このうち、浦安市から市川市にかけての路線である県道294号は、首都高速道路株式会社が管理を行っている。

一方、首都高速湾岸線に接続する舞浜連結路は、関係機関と協議を重ね、新テーマパーク開園に伴う交通対策のために平成13年に市道として市が整備したものであり、協定に基づき、その後の維持管理も市が行っている。

しかし、当該連結路は、実質的に首都高速道路の一部をなすものであり、道路交通の円滑化と安全を確保するため、県道として本線と一体的に取り扱うべきものである。

については、早期に首都高速道路株式会社と調整の上、当該連結路を県道として移管すること。

17 主要地方道及び県道の整備促進について

主要地方道浜野四街道長沼線の国道51号と国道126号を結ぶ区間のうち、四街道市域における国道51号の北千葉拡幅事業、吉岡十字路の交差点改良事業の進捗及び千葉市域の完成により、地区住民から全区間の早期完成を望む声が強くなっている。

また、沿道には四街道市総合公園があり、アクセス道路として歩行者や自転車利用者が多く、現在の狭い歩道等の改善が必要である。

さらに、県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、令和元年度より用地取得に着手している状況であるが、当該路線は児童の通学路に指定されており、通学等の歩行者への安全対策は急務である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道浜野四街道長沼線における四街道市域の区間について、早期完成に向け、より一層の事業推進を図ること。
- (2) 都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線を千葉県事業として、連続した整備をすること。
- (3) 県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、歩道の未整備区間を早期に整備すること。

18 かずさインターチェンジ及び道路網の整備について

東京湾アクアラインと首都圏中央連絡自動車道は一体となって首都圏を環状に結ぶことで整備効果を着岸地周辺都市に波及させているが、着岸地で増加傾向にある交通量を分散し利用者にとって安全・安心な道路網を確保する必要性がある。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) (仮称) かずさインターチェンジの早期着工
- (2) (都) 中野畑沢線・(都) 西内河根場線の早期供用開始
- (3) 着岸地周辺の臨海部を結ぶ東京湾岸道路、国道409号(袖ヶ浦ICから木更津金田IC間)の4車線化の早期事業化
- (4) 大型車両等が増加している(主)袖ヶ浦中島木更津線等の道路環境の整備
- (5) 国道409号の袖ヶ浦市横田市街地幅員狭隘箇所及び屈曲箇所の局所改良並びにJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則交差点の早急な改善
- (6) 県道長浦上総線の狭隘部の安全対策の実施

19 主要地方道及び一般県道の整備促進について

主要地方道千葉竜ヶ崎線は、千葉ニュータウン内に建設された大型物流施設の稼働により、大型車両の交通量が増加し、狭隘箇所での交通渋滞が慢性化しており、歩道の未整備箇所では歩行者の安全性も懸念されている。

主要地方道船橋印西線については、千葉ニュータウン地区から主要地方道市川印西線までが未整備のため、主要地方道千葉竜ヶ崎線へ車両が集中し、交通渋滞が発生している。

さらに、一般県道印西印旛線は、JR小林駅へ通ずる幹線道路であり、かつ通学路であるため、整備促進を図り早期完成が地元住民からも望まれている。

以上のことから、次の事項について措置を講ずること。

- (1) 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス(仮称)コスモス通りの早期完成
- (2) 主要地方道船橋印西線の延伸整備
- (3) 一般県道印西印旛線の早期完成

20 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの北側を白井市根地先から印西市草深を結ぶ主要道路である。

また、市の都市マスタープランでは「地域間幹線道路」として位置付け、国道16号や国道464号との道路ネットワークを形成し、地域の発展に大きく寄与するものとしている。

しかし、白井市清戸地先において整備がこう着しているため、地元市の街づくりにおいて大きな支障となっているほか、迂回路となっている周辺市道には地域の住民の生活道路もあり、渋滞や安全性の問題も深刻となっている。

については、県道千葉ニュータウン北環状線を早期に整備すること。

21 空港へのアクセス道路の整備について

成田空港周辺において、首都圏中央連絡自動車道をはじめ周辺道路網の整備が進む中、空港西側の交通網の整備は、第3滑走路の整備等、今後の空港機能の拡充に必要不可欠である。

しかし、近年は物流に伴う大型車の増加により酒々井インターチェンジから国道296号を經由し空港に向かう路線は、慢性的な渋滞が発生している。

については、酒々井インターチェンジから成田空港に向かう新たな物流動線として、富里市道01-008号線等から国道296号交差点を経て、県道八日市場佐倉線までの間を、地域と空港の発展が好循環する地域づくり実現に向けて策定された実施プランに位置付け、千葉県において広域幹線道路として整備すること。

22 狭隘な国県道の道路整備の促進について

南房総地域は、東京湾アクアラインや東関東自動車道館山線等の高規格幹線道路の整備により広域幹線道路網との接続が飛躍的に向上し、観光振興地域の活性化など大きな効果が期待されている。しかし、一般道路の未整備区間は、狭隘で屈曲箇所も多く、市民生活に支障をきたしている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道410号の未改良区間である旧丸小学校跡地の早期整備をすること。
- (2) 県道和田丸山館山線の二級河川山名川に架かる大橋の架け替えをすること。
- (3) 国道127号から県道犬掛館山線までの区間について、広域営農団地農業整備事業（安房2期地区）で令和4年度に供用開始を予定していることから交通量の増加が見込まれる交差点の改良をすること。

23 主要地方道飯岡一宮線バイパス事業の早期完成について

主要地方道飯岡一宮線バイパスは、観光立県千葉推進の一翼を担う道路として、九十九里沿岸の産業振興はもとより、千葉県東部地域の観光レクリエーションと成田方面への交通アクセスの向上に大きく寄与する重要な路線であり、山武地域の発展には本路線の整備が必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二級河川木戸川整備計画に基づいた橋りょうを早期に設置すること。
- (2) アクセス道路のインフラ整備を強力に推進するため、整備計画に基づく恒久的な対策の整備について、早期完成に向け、大幅な予算の増額を図ること。

24 県道日向停車場極楽寺線の交通安全対策事業について

県道日向停車場極楽寺線は、JR日向駅と国道409号を結ぶ地域の道路骨格を成す路線であり、かつ、地域の生活道路として機能していることから、道路利用者の安全確保に万全を期す必要がある。

しかし、JR日向駅から、第2東金街道踏切を渡り、旧日向小学校付近までの区間については、道路幅員狭小に加え路肩も狭く、駅利用者の送迎車両が集中する時間帯は、大変危険な状況となっている。

地元地区や道路利用者から、事故に繋がる事案があったことの報告や、通学路点検においても指摘があり、当該路線の交通安全対策の事業化が求められている。

については、第2東金街道踏切の拡幅を含めた県道日向停車場極楽寺線、椎崎・森地先の狭小区間における交通安全対策を講じること。

25 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路については、その一部（地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン））の整備に着手したが、全線が整備区間となるには至っていない。

夷隅地域は、医療施設が希薄なために、長生・山武地域の医療機関に緊急時に依存することが大いに予見される。

また、当該道路は首都圏中央連絡自動車道に接続する本線から創出される中房総地域への観光振興の更なる拡大、地域創生の目標実現のためにも、極めて重要な路線であり、加えて、整備により現道で抱えている交通環境の課題が改善される。

については、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の長生グリーンラインの早期完成はもとより全線の整備促進を要望する。

26 国道465号線、苅谷新田野バイパスの整備促進について

国道465号線は、房総半島の中央部を東西に横断し、海と緑に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、首都圏中央連絡自動車道へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。

さらに、防災においても、千葉県緊急輸送道路1次路線と指定され防災拠点と相互に連絡する当該地域主要幹線道路とし、特に必要な路線である。

については、各所で整備は進んでいるが、未整備区間も多く存在している状況であるため、本路線のバイパス化等を早期に整備促進すること。

27 主要地方道の継続的な整備について

主要地方道千葉大網線は、物流を担う主要道路や市民生活に欠かせない生活道路であり、都市機能の向上を図るうえでも必要不可欠であるため、暫定供用となっている主要地方道千葉大網線と大網白里スマートICアクセス道路の交差点整備と併せて、並行する二級河川小中川を含む治水対策事業を一体的に整備する必要がある。

また、主要地方道山田台大網白里線の国道128号から白里海岸までの区間は、通勤時間帯、休日などには慢性的な渋滞が発生し、交通安全対策は大変重要な事業である。

については、道路及び河川機能向上のため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道千葉大網線の大網白里スマートICアクセス道路交差点から駒込交差点までの二級河川小中川との一体整備
- (2) 主要地方道山田台大網白里線の経田交差点（国道128号）から白里海岸入口までの交通安全対策事業の継続的な実施

（河川・港湾）

28 洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の軽減について

銚子市沖の促進区域における洋上風力発電事業者が選定され、他の千葉県のパシフィック沿岸海域においても洋上風力発電設備の導入が検討されているところである。国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向け、主力電源として洋上風力発電の導入拡大を図るためには、当該設備の立地自治体における理解と協力が必要となる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 千葉県沿岸地域に洋上風力発電設備の導入拡大を図るため、必要な港湾整備を実施すること。
- (2) 港湾整備の際は、国の負担（補助）の引き上げを求め、さらに、市町村の負担割合を引き下げること。

29 旧江戸川の護岸改修について

千葉県は、江戸川左岸圏域河川整備計画において、耐震性に配慮した構造と、高潮と地震時の安全性を確保した河川整備の実施を明記している。

しかし、一級河川旧江戸川の護岸は、整備から既に40年以上が経過しており、老朽化が著しく、首都直下地震のような大規模な地震及び地球温暖化を

起因とする台風の大型化や局地的な豪雨の頻発など、自然災害のリスクが年々高まっている。

また、旧江戸川は、地元市が実施している「市民が選ぶ景観100選」でも選ばれるなど、地域住民の憩いの場として最大限の活用が求められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 自然災害のリスクに備え、旧江戸川全区間の護岸改修を早期に進めること。
- (2) 江戸川は、都市における貴重なオープンスペースであることから、「江戸川左岸圏域河川整備計画」で位置付けられている「水辺に親しめる空間を創出する」という考えのもと、整備を進めること。

30 真間川水系の整備促進について

真間川は、昭和54年に総合治水対策特定河川の指定以降、千葉県において河川改修や調節池の建設、また流域4市では雨水貯留・浸透施設の整備などの流出抑制対策を進めてきた。

千葉県の事業進捗率は真間川水系全体では、令和3年度末現在で約88.7%となっており、被害実績の動向からも流域の治水安全度の向上は顕著であるが、令和3年3月の大雨では低地部で多くの浸水被害が発生し、改めて河川施設の整備が重要である。

近年の台風の大型化や局地的な大雨に対して、排水施設整備だけでなく流出抑制対策の強化や自助活動への支援を進めているが、浸水被害リスクを軽減するには抜本的な対策となる河川事業の完遂が必要不可欠となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 春木川の改修を早期に実施すること。
- (2) 大柏川第二調節池を早期に完成させること。
- (3) 派川大柏川の改修を早期に実施すること。

31 海岸保全施設の早期整備について

今後発生が予想されている首都直下地震や津波対策、さらには被害が甚大化している台風に伴う高潮対策の必要性がこれまで以上に高まっており、内陸部への浸水を防ぐためには、水門等の海岸保全施設が有事においても的確に機能することが重要である。

については、現在実施中の千葉県施行区間を整備促進するとともに、令和4年に国において新たに事業化された「千葉港海岸直轄海岸保全施設整備事業」区間についても、着実に整備が進むよう、国へ働きかけること。

32 海岸及び海岸駐車場の適正な管理について

観光・レクリエーション分野にて地域振興を目指し、特定地域振興重要港湾にも指定されている館山港湾内には、千葉県により整備された無料駐車場があり、初夏から海水浴シーズンにかけて多くの来訪者がある。

そのような中、マナーの乏しい一部の来訪者等により、海岸歩道部への車両乗り入れや、ゴミの放置、駐車柵の複数区画利用等により他者の利用を妨げているケースが散見され、近隣住民や来訪者からの苦情が多数寄せられている。

地元市としても日常管理を行う中で、安全対策や清掃、利用マナー向上の啓発等を周知しているが、抜本的な解決には至っていない。

については、海岸管理者である千葉県において、物理的措置を含め、より適切な管理を行うことや受益者負担の観点から、県内海岸駐車場の有料化について検討及び実施すること。

33 二級河川の整備・維持管理及び流域治水について

令和元年10月25日の大雨により二級河川の数箇所では河川が氾濫し、特に一宮川沿線の茂原市街地を中心に住居や店舗およそ3,700棟が床上床下の浸水被害を受け、平成元年、平成8年、平成25年に続き、平成以降四度目の被災となり、被災した多くの市民は度重なる浸水被害により精神的・経済的に疲弊している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 河川改修を主とする浸水対策について、関係予算の増額を図ること。
- (2) 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を千葉県が主体となり推進させること。

34 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼周辺は風光明媚な景観を有し、また県立印旛手賀自然公園区域にも指定され、レジャー、親水、観光が盛んである。またその表流水は上水道や、工業用水及び農業用水の水源としても利用されている一方で、その水質は常に全国ワースト上位となっている。印旛沼流域は13市町と広域にわたり、千葉県を主体に流域市町等が協力して水質浄化などの諸問題に取り組んでいるが、未だ抜本的な解決は図られていない。

また、印旛沼は周辺の河川の流末となっており、治水の面で大きな役割を担っている。

については、印旛沼の堆積した底泥の浚渫や水の流動化などの水質浄化対策と、治水安全度の向上を図るために、総合的な治水対策を実施すること。

35 鹿島川・高崎川の治水対策について

本市は、一級河川鹿島川及び高崎川の最下流に位置し、家屋の浸水や農地の冠水などが度々発生しており、被害を軽減するために、治水対策は重要な課題である。

このため、千葉県では当該河川の改修事業に取り組んでおり、また、本市でも内水排水ポンプの整備などを進めているが、近年の局所的な豪雨に対してひっ迫した状況となっている。

については、鹿島川及び高崎川改修事業を引き続き推進するとともに、計画的に河道を浚渫し、流下能力を確保すること。

36 三番瀬に面した直立護岸等の対策の実施について

浦安市から富津沖に至る京葉臨海地域は、遠浅の海を埋立てし造成され、このうち江戸川河口域に位置する三番瀬は、その一部が埋め立てられた後、さらに市川二期地区・京葉港二期地区の埋立てが計画された。

三番瀬に面した入船地区護岸は、当該計画を見込み河川護岸として昭和40年代に築造されたが、埋立事業が中止されたにもかかわらず河川護岸として整備されたまま50年以上が経過し、鋼矢板の腐食が進行したことにより、千葉県管理の管理用通路に大規模な陥没が発生した。

海岸や港湾の鋼構造物は、厳しい腐食環境条件下に設置されるため、平成9年に港湾鋼構造物防食・補修マニュアルが改訂され、適切に防食を行うことが基本とされたが、それ以前の構造物は十分な防食工が施されていない可能性があり、他の地域でも老朽化が進行し安全性が損なわれる懸念がある。

については、三番瀬に面する直立護岸の速やかな改修方法の検討及び対策を行うとともに、京葉臨海地域において必要な護岸等の対策を実施すること。

37 二級河川作田川改修事業の早期完成について

二級河川作田川流域の下流部は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害に見舞われ、また、上流部は未整備区間が多く、令和元年台風15号、19号及び10月25日の豪雨により、床上・床下浸水被害を被っている。

については、今後も予想される大規模自然災害を軽減するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二級河川作田川整備計画の未整備区間の早期完成を図ること。
- (2) 二級河川作田川整備計画に基づく恒久的な対策の整備について、早期完成に向け、大幅な予算の増額を図ること。

(都市基盤)

38 江戸川第一終末処理場の早期完成について

流域8市の江戸川左岸流域下水道区域の未普及解消は、江戸川第一終末処理場の整備が前提となるが、水処理系列全9系列のうち、第1系列は令和2年度に供用し、第2系列は、「千葉県流域下水道事業経営戦略」において令和11年度までに供用することが示されている。

しかし、第3系列以降の整備完了時期については明らかにされていない。

流域8市においても今後下水道整備の速度を上げることが見込まれる中、江戸川第一終末処理場の整備が遅延すると、各市の公共下水道整備に影響が及ぶこととなる。

については、全県域汚水適正処理構想に基づき下水道未普及解消を着実に進められるよう、江戸川第一終末処理場水処理施設第2系列以降の整備を早期に進めること。

39 成田空港の更なる機能強化等への対応について

成田空港の更なる機能強化の効果を最大限発揮し、空港及び周辺地域が一体となって発展していくためには、土地利用の規制緩和など各種施策の実現が不可欠である。

加えて、新たな開発需要や人口増加に適切に対応していくため、空港周辺地域の生活・産業拠点としての発展に向けた新たな都市基盤の整備が求められる。

また、成田国際空港の更なる機能強化による発着回数の拡大や旅客数の増加に伴い、特に深夜帯における空港発着電車とバスの増発や、成田国際空港及び羽田空港と都心を直結する「都心直結線」の整備、空港への公共交通アクセスの増強が喫緊の課題となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田国際空港への公共交通アクセスの更なる向上を推進するよう、早急に国に働きかけるとともに、都心直結線については、東京都との3者協議の場を設けること。

- (2) 県道成田小見川鹿島港線の4車線化を速やかに実施し、成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」に掲げられている道路の整備を進め、その具体策について早期に提示すること。
- (3) 成田空港の更なる機能強化に伴う新たな市街地開発を目的とした市街化区域への編入等についての手続きを円滑に進められるよう、協議・調整を図ること。
- (4) スマートインターチェンジ設置に係る国への働きかけや、新たな幹線道路整備及び医療関連分野をはじめとする産業集積に向けて、財政面を含めた多様な支援を行うこと。
- (5) 本市が進める吉倉地区周辺における新たな都市基盤の整備において、鉄道構想駅の実現が不可欠であることから、鉄道構想駅の整備や鉄道事業者への働きかけなど、財政面を含めた多様な支援を行うこと。
- (6) 千葉県が所管する分野、千葉県の裁量による許認可等に関しては柔軟に対応し、土地利用の促進に繋げること。
- (7) 地域間の輸送効率化のため、広域的な公共交通ネットワークの形成に向けた調整を図ること。

40 インフラ整備の充実について

道路整備は、市の発展のため、また市民の利便性の向上、地域の安心・安全のため不可欠なものであり重要なインフラである。

については、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、必要な予算の安定的な確保を図っていくため、社会資本整備総合交付金の要望額に対する満額交付について、国へ積極的に働きかけること。

また、千葉県全体のインフラ整備を県と市町村が一体となり推進する観点から、社会資本整備総合交付金の要望額に満たない部分（要望額に対して交付額が下回る部分）に対する千葉県独自の補助制度を創設すること。

41 千葉県立柏の葉公園の施設老朽化への対応及び施設設備の充実について

千葉県立柏の葉公園における総合競技場や野球場等の各種施設については、東葛地域内でも規模が大きく、周辺市民も多く利用する施設である。

しかし、総合競技場は開設後20年以上経過しているため施設の老朽化が進み、野球場やコミュニティ体育館においても、より多くの市民が快適に利用するためには、施設老朽化への対応や施設機能の拡充が必要となる。

また、2019年にはラグビーワールドカップの事前キャンプを開催したことにより、東葛地域においてはラグビーへの関心が高まっているものの、施設機能が十分でないことから、利用者ニーズに対応できていない状況にある。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 総合競技場の大屋根部分やコミュニティ体育館内における雨漏り改修工事を早期に進めること。
- (2) 野球場内観客席部分への日除け及び雨除け用の屋根を新設すること。
- (3) 総合競技場内の液晶モニターの増設及び照明のLED化を図ること。
- (4) ラグビー競技の利用及びラグビー人口の増加に対応する環境整備のためのラグビー用ベンチの新規導入やユニバーサルデザインに配慮したトイレ改修を早期に実施すること。

42 市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備総合交付金の重点配分について

都市計画道路八幡椎津線（平成通り）は、京葉臨海工業地帯を支え、緊急輸送道路である国道16号を補完するダブルネットワークであるとともに、千葉市から木更津市までを結ぶ広域的な都市幹線道路であり、災害時の避難・救援路として重要な役割を担っている。

また、都市計画道路八幡椎津線は沿線都市との広域連携を促進し、地方創生・地域経済の好循環につなげるために不可欠な重要路線であり、全線の早期開通が求められる。

しかし、社会資本整備総合交付金の予算配分は、国が示す重点事業に特化しており、持続的な交付金の確保に危惧している。

については、本路線が国の推進する防災・減災、国土強靱化における重点施策等に照らし重要な路線であることを踏まえ、広域都市圏の発展に必要な事業に交付金を重点配分するよう、国に働きかけること。

43 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

平成10年度施行の運動公園周辺地区土地区画整理事業は、完了予定日が令和4年度から令和11年度に延伸されている。

また、県立市野谷の森公園について、3.7haは、平成19年度から千葉県施行事業として整備が進められ、残りの14.8haは、令和4年1月13日付で事業期間を令和12年度末までとする千葉県施行事業として認可され、整備に着手した。

周辺の土地区画整理事業は着実に進捗し、公園隣接地域はすでに市街化されており、市野谷の森公園の早期完成を求める多くの声があがっている。

については、次の事項について措置を講じること。

(1) 運動公園周辺地区土地区画整理事業について

ア 確実な換地処分が行えるよう徹底した事業進捗及び執行管理を行うこと。

イ 遅れている南部地区の整備について、地権者に丁寧な説明を行い事業推進を図ること。

ウ 都市計画道路3・3・2号新川南流山線、3・4・5号加市野谷線及び3・3・28号中駒木線を令和5年度に完成させること。

(2) 県立市野谷の森公園について

ア 貴重な緑の保全及び自然とのふれあいの場の創出により、本市の目指す「都心から一番近い森のまち」の早期実現に資するため、可能な限り事業期間の短縮を図り、早期に完成させること。

44 県立八千代広域公園事業の早期完了について

本公園は、八千代市の中心を南北に流れる印旛放水路（新川）を含む全体面積約53.4haの広域公園で、公園内に八千代市が建設した「八千代市総合グラウンド」及び「TRC八千代中央図書館・オーエンス八千代市民ギャラリー」があり、地域における情報文化・スポーツの中心エリアとなっている。

村上側の約9.8haについては、平成30年度に千葉県の施工により公園整備が概成したところである。

ついでには、本公園は、市民の憩いの場や広域避難場所としての機能を有することから、萱田側の約8.8haについても、整備を促進し早期完了を図ること。

45 千葉県立富津公園の整備について

千葉県立富津公園は、東京湾に突き出した半島状の約5kmの砂州、富津岬の先端に位置し、君津地域における「自然・レクリエーション」の拠点として、自然環境や歴史遺産、スポーツレクリエーションなど魅力ある都市公園であり、千葉県内外からの集客により、地域の活性化のみならず南房総全体の観光振興に寄与している。

人々のライフスタイルも個性化・多様化が進んでおり、観光客のニーズに対応し誘客の促進につながるよう、更なる魅力向上に積極的な措置を講じること。

第8 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 学校給食費の無償化について

学校給食の実施に要する費用のうち食材料費は、保護者が「給食費」として負担しているが、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実を図り、少子化対策及び子育て支援の拡充を一層推進する中で、保護者の経済的負担が大きい給食費の軽減は大きな課題である。

このため、現在、多くの市町村が独自の基準や要件を設けて給食費や食材への補助を実施し、保護者負担の軽減に努めているが、事業の継続には財政的負担が大きく、その対応については各市町村の財政状況等によって地域間格差が生じている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県内の全ての地域で子育て世代の経済的負担軽減の取組が推進できるよう、早期に学校給食費の無償化に向けた財政支援策を公表し実施すること。
- (2) 国に対し、新たな補助制度の創設について、引き続き働きかけを行うこと。

2 県指定有形文化財「千葉県立安房南高等学校旧第一校舎」の利活用について

千葉県の指定文化財である「千葉県立安房南高等学校旧第一校舎」は、昭和初期の和洋折衷の建築技術の粋を集めた女子教育の殿堂であり、文化財としての価値を損なわないよう保存に配慮しながら適切に活用し後世に伝えていく必要がある。

旧県立安房南高等学校跡地には安房地域の県出先機関等の移転・整備が進み、また、隣接して公共施設や病院等が立地することから、この位置的優位性を活かし県南における貴重な建築物のシンボルである当該文化財をより多くの人に知ってもらう必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 当該文化財の一般公開について検討すること。
- (2) 人々が集い、豊かなコミュニケーションを生む場として活用するために、管理体制を整備すること。
- (3) 魅力発信に繋がるフィルムコミッションの活用促進ほか、当該文化財の普及・活用に資する企画・検討をすること。

3 小中学校における教員定数等の改善について

いじめ問題やSNSトラブルの増加、地域・保護者から学校に寄せられる様々な要望への対応など教育を取り巻く問題は山積し、学校には多種多様な対応が求められており、さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する業務負担も加わり、教職員の業務量は増加している。

また、近年、外国籍児童生徒の増加や給食における食物アレルギー対応、特別な支援を必要とする児童生徒の増加などの課題に対して、一人ひとりに応じた、きめ細かな指導・支援も求められている。

しかし、教員を配置すべき定数があるにも関わらず、講師不足等の影響により教員が配置できていない学校があることから、については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 年度当初から欠員補充の必要な人事ではなく、正規職員で対応できるような計画的な教職員配置をすること。
- (2) 各学校の実態や状況に応じた専門的な人材（スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・看護師など）を配置すること。
- (3) 教職員一人一人が児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、スクールサポートスタッフの配置を拡充すること。
- (4) 教職員の業務負担や業務量増加に対応するため、教職員の未配置を解消すること。
- (5) 公立小中義務教育学校定員配置基準を改善に向けて見直すこと。

(6) 臨時的任用職員、会計年度任用職員など学校の実態に応じて、柔軟対応による任用により配置すること。

(7) 国による学級編制基準の見直しを国に対し、強く働きかけること。

4 特別支援教育の推進に係る人的配置について

本市では、「千葉県特別支援教育推進基本計画」「習志野市障がい者基本計画」「習志野市教育振興基本計画」を受け、「習志野市特別支援教育推進基本方針」の策定を行った。

特別支援学級・通級指導教室の整備に着手し、自閉症・情緒障がい特別支援学級(計22校)及び教室(1校)の開設により、市内全校への整備が完了した。これにより、特別支援学級の担任・教室担当の定数が増加した。

しかし、自閉症・情緒障がい特別支援学級を多く整備した一方、児童生徒・保護者から通級指導教室の整備についての要望も多く上がっている。

については、個別の支援計画・指導計画に基づき、個への対応を丁寧に行うため、通級指導教室の開設を想定した人的配置を行うこと。

5 学校施設環境改善交付金の長寿命化改良事業等の交付率の引上げ及び要件の緩和について

国からの要請を踏まえ、各自治体では、令和2年度末までに公共施設等の個別施設の具体の対応方針を定めた長寿命化計画を策定しており、学校施設についても、改築や長寿命化改修等を行うこととなる。

加えて、バリアフリー法の改正等を踏まえ、エレベーターの整備等、学校施設のバリアフリー化の一層の推進が求められる。

しかし、今後の社会経済情勢等を踏まえると、各自治体の財政状況は一層厳しくなると見込まれ、事業の推進には、国等の強力な支援が必要となる。

については、次の事項について措置を講じること。

(1) 各自治体の財政力指数に関わらず、学校施設環境改善交付金の交付率を引き上げること。

(2) 配分基礎額の算定にかかる単価の見直し及び交付対象事業の拡大について、国に働きかけること。

6 障害のある幼児児童生徒の教育・支援環境の充実について

安房地域には医療的ケア児及びその家族が利用可能な医療的ケア児支援センターはなく、県内には1箇所（千葉市内）のみである。

また、特別支援学校の学区も広範囲であり、特に高等部は、本市をはじめ、長時間の通学を余儀なくされている地域がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 障害のある児童生徒が居住地により近い場所で、切れ目のない教育・支援を受けられる環境を充実させるため、医療的ケア児支援センターや特別支援学校の整備を図ること。
- (2) 本市は、充実した小児医療環境を有し、これらとの連携のもとで特別支援教育の充実を図ることができることから、特別支援教育推進基本計画等において本市における特別支援学校整備を計画事業として位置付けるなど、具体的な整備に向けた検討を早急に進めること。

第9 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 交番の新規設置等について

本市秋山地区は、松戸警察署二十世紀が丘交番と東松戸交番の中間となる市境に位置し、両交番の管轄区域から外れた交番空白地域となっている。

また、人口急増により犯罪増加が懸念される地域であり、犯罪抑止及び安全安心な市民生活を構築するためには、当該地区への交番の設置は必須となる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 本市秋山地区へ現役警察官を配置した交番を新設すること。
- (2) 当該地区への交番新設までの対策として、平成29年度より千葉県の補助対象事業である防犯ボックスを設置し、「地域防犯力向上のため拠点」としての防犯ボックス設置を継続させるため、防犯ボックス事業に対する千葉県補助金の交付期間を延長すること。

2 主要地方道境杉戸線バイパスの信号機設置について

主要地方道境杉戸線は、関宿台町と関宿江戸町を結ぶ道路であり、北関東方面から千葉県西部地域及び首都圏方面に連絡する交通量の多い幹線道路である。

しかし、現道は屈曲しており、幅員も狭く、慢性的な渋滞が発生し、歩道が無いことから、歩行者の安全を確保する必要がある。

このような状況から、現在、千葉県において境杉戸線バイパスを整備しており、令和5年度末に開通予定であるが、3箇所計画された交差点には、通学路の交差点のみ信号機を設置する計画となっている。

については、設置予定以外の交差点にも信号機を設置すること。

特に、江戸川左岸堤防上については、サイクリングロードの利用者や関宿内町、関宿江戸町方面へ出入りする車両の安全確保のため、当該箇所の信号機を設置すること。

3 道路の安全確保に関する予算の拡充について

車や自転車などの交通量が増加傾向にあるなかで、交差点内の安全確保等、交通安全対策及び交通事故防止を最優先に考え、整備することが重要と考える。

特に横断歩道や停止線等の白線が消えかかっている箇所は、歩行者並びに車両の運転手からの視認性が低くなることで事故につながる危険性があり、交通安全の確保が難しくなる。

については、信号機の新たな設置や横断歩道の設置、さらに、すでにある停止線や横断歩道等の補修、塗り直し等の交通安全施設への適切な維持管理に係る予算の増額を図ること。

4 幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について

八街市犯罪認知件数は、近年の最多件数である平成25年より約半数以下に減少し、令和3年には367件、前年比で2件、率にして約0.5%減少している。

これは、警察において治安対策強化に加え、地元市による市民と一体なった自主防犯パトロールの推進や、青色回転灯装備車によるパトロールの実施、人出の多い駅周辺での街頭防犯カメラの運用や、平成29年度より八街駅南口に防犯ボックスを開設するなど、独自の防犯対策を実施してきた成果でもある。

一方、市内における死亡事故は減少しない状況にあり、飲酒運転等の交通違反取締り及び交通規制を強化し、交通安全対策を推進する必要性がより高まっている。

については、八街幹部交番の警察署への昇格・機能の充実を含めた警察体制の強化を図ること。